

議

案審議

■3月定例会に市長から提出された議案は、新年度予算案7件（4～9ページ）のほかに、条例に関する議案11件、補正予算案8件、その他の議案1件の、合わせて26件すべてを可決しました。

■委員会提出議案は、意見書案1件を可決しました。

■議員提出議案は、条例改正案1件を可決しました。

■審査した陳情3件は、1件が採択、2件が趣旨採択となりました。

主な議案の概要は次のとおりです。

市長提出議案

■火葬費の助成を廃止

羽村市火葬費等の助成に関する条例を廃止する条例

健康保険において葬祭費の補助があることから、火葬費の助成を廃止するものです。

【施行日】 平成31年10月1日

【議決結果】 原案可決

質疑

Q 近隣で火葬費の助成を行っている市町村はあるか。

A 26市では羽村市のみ。他は、瑞穂町が行っている。

討論

反対 葬儀はそれ相応のお金が必要であり、所得の低い人は負担が大きい。火葬費の助成は継続するべき。
（日本共産党）

賛成 各健康保険組合からの助成があるため、重複してサービスを受けている状況。26市でも羽村だけ。

けであるためこの機会に見直すべき。
（公明党）

■職員の給与を改定

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

【主な内容】

- 1 期末・勤勉手当の引き上げ
- 2 初任給の改定
- 3 行政職給料表の改定
- 4 地域手当の引き下げ

【施行日】 平成31年4月1日

勤勉手当の改定については平成30年12月1日から適用

【議決結果】 原案可決

質疑

Q 給与改定による全体の増減額は。
A 勤勉手当の引き上げは年間1664万7千円増、初任給の改定は31万円増、地域手当の引き下げは2229万6千円減。合計で約530万円の減。



■自動交付機を廃止

羽村市印鑑条例等の一部を改正する条例

平成31年9月30日をもって自動交付機を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものです。

【施行日】 平成31年10月1日

【議決結果】 原案可決

質疑

Q 廃止についての周知方法は。

A 広報はむら、市公式サイトに掲載するほか、チラシを作成して早い段階で全戸配布する予定。

Q 自動交付機を廃止することによって窓口が混みあうのではないか。
A 職員の研修などを徹底し、住民票等の交付をスムーズにして、お待たせしないようにしたい。

討論

反対 市民の利便性を大きく損なう可能性がある。区画整理事業には触れず、市民サービスの低下につながる事業の廃止は反対。
（日本共産党）

Q 弁護士料の内訳は。

賛成 土日窓口開庁やマイナンバーカードを利用したコンビニ交付など、同じ目的のサービスがあるため、見直しは賛成。（公明党）

■区画整理事業に関する訴訟の控訴に伴う弁護士料を増額

平成30年度羽村市一般会計補正予算（第5号）

歳入歳出予算の総額にそれぞれ610万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ231億1840万円とするものです。

【内容】

歳入：繰入金 財政調整基金からの繰入額を増額

歳出：総務費 控訴に伴う費用として訴訟弁護士料を増額

【議決結果】 原案可決

質疑

賛成 現事業計画は、非現実的に実現不可能なもの。暫定計画から5年目になるが、新しい事業計画は発表できていない。判決を受け止めて実現可能なものへと事業を見直すべきであるため、弁護士費用の追加は認めない。（日本共産党）

討論

反対 現事業計画は、非現実的に実現不可能なもの。暫定計画から5年目になるが、新しい事業計画は発表できていない。判決を受け止めて実現可能なものへと事業を見直すべきであるため、弁護士費用の追加は認めない。（日本共産党）

賛成 平成32年度を目途に平成31年度中には東京都と協議を進めながら市として方向性を決めていく。

Q 平成31年度中に新たな資金計画、事業施行期間などが決定するのか。
A 平成32年度を目途に平成31年度中には東京都と協議を進めながら市として方向性を決めていく。

賛成 平成27年度から優先整備地区で工事が進んでいる。早期の完成に力を注ぎ、後戻りや中断をすべきではない。
（新政会）

反対 違法事業に対する市民の貴重な税金の投入は認められない。区画整理事業は、権利者だけでなく全市民に大きな負担を課しており市財政の悪化を招いているため、中止、見直しを求める。（世論）

賛成 良好な西口地区の整備は、生活面や防災面からも必要な事業である。事業の進展は当然の流れと判断し、控訴は必要であるため、賛成。（公明党）

賛成 西口土地区画整理事業は市の発展のために重要な事業である。引き続き事業を計画的かつ着実に推進し、権利者の期待に応えられるよう控訴の手続きを進めるべき。
（新しい風）

<賛否の分かれた議案>

議案	会派名 (数字は人数)									議決結果
	新	公	民	風	共	ネ	21	リ	世	
平成30年度羽村市一般会計補正予算(第5号) P 11 参照	○	○	○	○	×	×	×	○	×	原案可決
羽村市印鑑条例等の一部を改正する条例 P 11 参照	○	○	○	○	×	×	×	○	×	原案可決
羽村市火葬費等の助成に関する条例を廃止する条例 P 10 参照	○	○	○	○	×	×	○	○	×	原案可決

<平成31年度予算>

平成31年度予算 (詳細はP 4～P 9をご参照ください)	会派名 (数字は人数)									議決結果
	新	公	民	風	共	ネ	21	リ	世	
一般会計予算	○	○	○	○	×	×	×	○	×	原案可決
羽村市国民健康保険事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市後期高齢者医療会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市介護保険事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計予算	○	○	○	○	×	×	×	○	×	原案可決
羽村市下水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
羽村市水道事業会計予算	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決

■委員会提出議案の議決結果

委員会提出議案	議決結果
アスベスト被害者補償基金制度の創設とアスベスト被害者の早期救済・全面解決を求める意見書 P 12 参照	原案可決

■議員提出議案の議決結果

議員提出議案	議決結果
羽村市議会委員会条例の一部を改正する条例 羽村市組織規則の改正に伴う常任委員会の所管の変更等により、条例の一部改正する。	原案可決

■陳情の審議結果

陳情	審査した委員会	会派名 (数字は人数)									本会議での議決結果
		新	公	民	風	共	ネ	21	リ	世	
アスベスト被害者補償基金制度の創設と全面解決を国に働きかける意見書提出を求める陳情書	厚生	○	○	○	○	○	○	○	○	○	採択
介護保険制度の改善を求める陳情書	厚生	□	□	□	□	□	□	□	□	□	趣旨採択
後期高齢者医療の一部負担金の割合を引き上げないよう求める陳情書	厚生	□	□	□	□	□	□	□	□	□	趣旨採択

※内容は要約しています。詳細はインターネット録画中継(3月5日・19日分)または会議録をご覧ください。
◆インターネットで会議録をご覧になる場合は、「羽村市議会」→「会議録の検索と閲覧」→「平成31年第1回定例会」

委員会提出議案

■意見書を提出しました

アスベスト被害者補償基金制度の創設とアスベスト被害者の早期救済・全面解決を求める意見書(抜粋)

アスベスト(石綿)を建築物などに用いたことによるアスベスト被害は、多くの建設作業従事者や国民に広がっている。

建設現場においてアスベストを吸い込み、肺がんや中皮腫などを発症した元労働者と遺族が、国と建材メーカーに損害賠償などを求めた建設アスベスト訴訟では、全国6つの地方裁判所、東京及び大阪高等裁判所において、国の責任を認める判決が出された。

このような、被害者や遺族が求める補償に対応するため、国の拠出金を原資とした「アスベスト被害者補償基金制度」を創設するとともに、アスベスト被害者の早期回復を図るために、アスベスト対策の早期充実を要望する。

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣

【議決結果】 原案可決

■市長提出議案の議決結果

<全会一致となった議案>

議案	議決結果	議案	議決結果
平成30年度羽村市一般会計補正予算(第4号) 歳入歳出それぞれ7080万円を減額し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ231億1230万円とする。	原案可決	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 P 10 参照	原案可決
平成30年度羽村市国民健康保険事業会計補正予算(第3号) 歳入歳出それぞれ2559万9千円を増額し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ63億1573万9千円とする。		羽村市長等の給料等の特例に関する条例の一部を改正する条例 市長、副市長及び教育長の給料についての減額措置を平成32年3月31日まで延長するため、条例の一部を改正する。	
平成30年度羽村市後期高齢者医療会計補正予算(第2号) 歳入歳出それぞれ2194万4千円を増額し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ12億4435万6千円とする。		羽村市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 学校保健安全法の規定に基づき委嘱している学校医及び学校薬剤師の報酬単価を見直すため、条例の一部を改正する。	
平成30年度羽村市介護保険事業会計補正予算(第4号) 歳入歳出それぞれ514万7千円を増額し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ36億9250万円とする。		羽村市給水条例及び羽村市下水道条例の一部を改正する条例 消費税率等が改正されることに伴い、水道料金及び下水道使用料の算定方法を変更するため、条例の一部を改正する。	
平成30年度羽村市福生都市計画事業羽村駅西口土地区画整理事業会計補正予算(第4号) 歳入歳出それぞれ20万1千円を増額し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ12億5580万9千円とする。		羽村市児童育成手当条例等の一部を改正する条例 所得税法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正する。	
平成30年度羽村市下水道事業会計補正予算(第3号) 歳入歳出それぞれ7967万2千円を減額し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ12億4034万7千円とする。		学校教育法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する条例の一部を改正する。	
平成30年度羽村市水道事業会計補正予算(第3号) 【収益的収入及び支出】 (収入)165万7千円増額し、予算額を11億3342万8千円とする。 (支出)803万1千円増額し、予算額を8億5172万6千円とする。 【資本的収入及び支出】 (収入)966万6千円減額し、予算額を1億2733万5千円とする。 (支出)2045万9千円減額し、予算額を7億2638万8千円とする。		羽村市住宅資金融資条例を廃止する条例 羽村市住宅資金融資制度を廃止するため、条例を廃止。 羽村市森林環境譲与税基金条例 森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)の創設に伴い、森林環境譲与税基金を設置する必要があることから条例を制定する。	
		人権擁護委員候補者の推薦について 任期満了に伴い、次の者を委員の候補者として推薦するために、議会の意見を求める。 氏名 木村 兼江氏 任期 平成31年7月1日～平成34年6月30日	

凡例 ■各会派の賛否 ■ 議案/ ○…賛成 ×…反対
陳情/ ○…採択 ×…不採択 □…趣旨採択
■会派名 ■ 新…新政会 公…公明党 民…国民・立憲の会 風…新しい風 共…日本共産党
ネ…市民ネットワーク 21…羽村21 リ…リフレッシュ羽村 世…世論

議会活動報告

市議会議員は、定例会や臨時会のほかにも、各々が所属する委員会や一部事務組合等に関係する会議や視察、研修などにも出席しています。

平成31年2月1日～4月30日の主な活動

2月

- 1日 平成30年度第2回官公署等連絡協議会
- 4日 平成31年第1回瑞穂斎場組合議会定例会
- 5日 全国市議会議長会基地協議会第93回理事会・第82回総会
- 8日 第57回東京都議会議員研修会（府中の森芸術劇場）「東京の自治と市議会の役割」
- 14日 平成31年第1回西多摩衛生組合議会定例会
- 15日 西多摩地域広域行政圏協議会審議会
- 19日 平成31年第1回議会運営委員会
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会
東京都市議会議長会定例総会
- 20日 平成31年第1回羽村・瑞穂地区学校給食組合議会定例会
5市1町議長会基地対策情報交換会
- 21日 平成31年第1回福生病院組合議会定例会
平成31年第1回東京たま循環組合議会定例会
東京たま広域資源循環組合議会第4ブロック会議
- 22日 平成31年第1回青梅、羽村地区工業用水道企業団議会定例会
- 27日 平成31年第1回羽村市議会（定例会）初日
- 28日 平成31年第1回羽村市議会（定例会）2日目

3月

- 1日 平成31年第1回羽村市議会（定例会）3日目
- 4日 平成31年第2回議会運営委員会
一般会計等予算審査特別委員会（補正予算）
- 5日 平成31年第1回羽村市議会（定例会）4日目
- 7日 平成31年第1回経済委員会
平成31年第1回厚生委員会
平成31年第1回総務委員会
- 8日 平成31年第2回厚生委員会
- 11日 一般会計等予算審査特別委員会（当初予算）
- 12日 一般会計等予算審査特別委員会（当初予算）
- 13日 一般会計等予算審査特別委員会（当初予算）
- 15日 平成31年第3回議会運営委員会
- 18日 平成31年第2回広報委員会
- 19日 平成31年第1回羽村市議会（定例会）最終日
- 26日 平成31年第1回羽村市土地開発公社評議員会

4月

- 4日 東京都市議会議長会監事会
- 9日 平成31年第3回広報委員会
- 10日 三多摩上下水及び道路建設促進協議会監事会
- 23日 東京都市議会議長会理事会・臨時総会

会派名簿

新政会 いん なみ しゅう た とみ まつ たかし はし もと ひろ たか たき しま よし お 印南 修太 富松 崇 橋本 弘山 瀧島 愛夫	公明党 なか じま まさる とみ なが のり まさ ひろ たか みさ いし い ひさお 中嶋 勝 富永 訓正 西川美佐保 石居 尚郎	国民・立憲の会 おお つか はせ ひら こう ぞう 大塚あかね 馳平 耕三	新しい風 たか だ かず と こみや くにあき 小宮 國暉	日本共産党 はま なか しゅん すず き たく や 鈴木 拓也	市民ネットワーク 「いきいき広場」 もん ま ひで こ 門間 淑子
羽村21 みず の よし ひろ 水野 義裕	リフレッシュ羽村 はま なか とし お 濱中 俊男	世論 やま ざき よう いち 山崎 陽一			

◆会派とは、政治上の主義や政策が同じ議員の集まりで、議会活動を行う上での基礎となります。



議会事務局

市役所西庁舎の4階に上がって、まずあるのが議会事務局。請願・陳情の受付、委員会の傍聴受付や議会についてのお問合せなども承ります。



傍聴席

議場

議会活動の中心となる本会議が行なわれます。議員と市の職員が対面で座り、様々な質疑や答弁、意見の表明などを行います。

議会 施設案内

市議会にどんな施設や会議室があるかご存じですか。市議会の主な施設をご案内します。



委員会室

市役所西庁舎5階にあります。3つの常任委員会（総務・経済・厚生）、議会運営委員会が行われます。



特別委員会室

予算審査や決算審査、その他の特別委員会が行われます。また、議員全員で協議する場合などにも使われます。

本会議や委員会は傍聴することができます。ぜひお越しください。

般質問

一般質問とは、市が実施している施策全般についての議員の質問です。
 第1回定例会では、15人の議員が、2月27日、28日、3月1日の3日間にわたり一般質問を行いました。
 その要旨をお伝えします。
 ※原稿は、議員自身が要約し作成しています。



《Q》明日の羽村を築くため羽村駅西口周辺の活性化を

《A》民間による共同ビル化・支援制度の導入等検討

小宮 國暉 議員（新しい風）



明日の羽村を築くため羽村駅西口周辺の活性化に向けて

西口駅前周辺は、市の玄関口として、身近な生活圏における日常生活の利便性やコミュニケーションの場として、極めて重要な場であり優先的整備促進が必要。
質問 今後、現在の換地計画にこだわらず思い切った見直しを考慮に入れ、区画整理事業範囲を駅前周辺に絞る等の打開策を見出す必要があると考えるが。
市長 潜在価値の高い駅前周辺の整備は、関係権利者の土地利用に対する考え方や意向を踏まえ、民間コンサルタント等の参画を視野



羽村駅自由通路拡幅現況

に、市街地再開発事業等の導入の検討。また、民間による共同ビル化の支援制度の導入や公共施設を含めた複合施設化への誘導などの検討を行い、優先度の高いエリアとして整備していく。
質問 「建物の移転、補償及び工事等」の実施にあたっては、施工地区内及び隣接の住民を対象に事前説明会を開催すべきでは。
市長 施工範囲ごとの説明会を実施し、理解・協力を求めている。
質問 羽村駅自由通路拡幅後のスペース利用について付加価値の高い有効な活用方法を考えているか。
市長 拡幅後のスペース利用は、市内公共施設等の案内表示やイベントなどの情報発信の場として活用するほか、社会活動や市民活動等の展示場としても広く利用していく。
その他の質問 「明日の羽村に向けて行財政改革と健全財政への再構築」

《Q》羽村が消費者運動の先駆の地であることの周知を

《A》消費生活センターを記事や番組に取り上げ周知する

高田 和登 議員（新しい風）



消費生活センターのさらなる充実について

羽村が消費者運動の先駆の地であることをテレビはむらや広報で、特集を組んで周知すべきでは。
市長 今後も消費生活センターの活動を記事や番組に取り上げ周知する。
質問 昨年の消費者展で取り上げたプラスチックゴミが世界的に海洋汚染の原因になっていることを市民に周知すべきでは。
市長 消費生活センターだより等による啓発のほか、環境フェスティバル等での周知についても検討する。
特殊詐欺被害の予防について
質問 特殊詐欺被害防止に



1974年（昭和49年）羽村町消費生活センター

市が無料で貸与している自動通話録音機は極めて有効と考える。希望者には設置のサービスを検討しては。
市長 利用者自らの設置が基本であるが、希望者には職員が自宅まで出向き、設置及び動作確認を行う対応をしている。
外国人への対応について
質問 市内在住の外国人の人数と国籍を問う。
市長 平成31年2月1日現在、市内在住の外国人住民の人数は1393人で、国籍別の上位5位は、ペルーが336人、フィリピンが293人、中国が211人、ベトナムが97人、韓国が94人である。
質問 甲賀市では74言語に対応しているAI通訳機を試験的に配置した。市でも検討すべきでは。
市長 今後、AI翻訳機などの導入も研究する。

《Q》特定不妊治療の所得制限を905万円に拡大を

《A》都の緩和が実施される場合、市でも緩和する

西川 美佐保 議員（公明党）



不妊治療への支援拡大を

晩婚化や晩産化が進む日本で、不妊の検査や治療を受けたことがある夫婦は約5・5組に1組ともいわれている。特定不妊治療にかかった費用は平均で約193万円という結果もある。3人に2人は金銭面の負担が重いと感じるとのアンケート調査の結果から、更なる支援が必要と考える。
質問 過去5年間で、市の特定不妊治療の助成金を活用された人数は。
市長 平成25年度から平成29年度までの5年間で、延べ174人の方が利用された。
質問 東京都では、不妊検査、一般不妊治療（薬物療



保健センターで配布している不妊治療に関するパンフレット

法、人工授精等）の助成の対象を妻の年齢が35歳未満から40歳未満へ拡充すると聞いているが、市の対応は。
市長 都では、一般不妊治療に要した費用に、夫婦1組1回に限り、5万円を上限に助成している。市民の皆様から相談があった場合は、都の事業を紹介している。
質問 都では特定不妊治療への所得制限を730万円から905万円まで拡大する動きと聞いている。市でも所得制限等条件を都に合わせ拡大すべきでは。
市長 都で所得制限の緩和が実施される場合は、市においても同様に所得制限の緩和を適用していく。
質問 市でも更なる支援策が必要では。
市長 他自治体の動向なども調査・研究する。
その他の質問
 「風しん及びインフルエンザの感染症対策について」
 「毎月勤労統計調査等の不適切問題に関する影響と対策について」